

第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）について（案）

1. 調査項目の見直し（案）

（1）医療機関等の消費税負担の状況把握

平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の支出について、薬剤費等の消費税が課税されるものと、人件費等の課税されないものを区別して消費税負担の状況を把握する必要があるため、以下のとおり調査項目の整理を行うこととしてはどうか。

① 経理方式（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

消費税の経理処理について、各費用項目に税込みの金額を計上するか、税抜きの金額を計上するか、医療機関等は自由に選択できる（免税事業者は除く）こととされており、課税対象費用をより正確に把握するため、各医療機関等の経理方式（税抜または税込）を確認する項目を追加する。（資料実-1-2P1表（1）の最下段）

② 損益データ（収益）（病院）

医療機関等においては、課税取引（人間ドック等）及び社会保険診療以外の非課税取引（助産収益等）が存在することから、これらを区別し、社会保険診療のみに起因する控除対象外消費税の状況を把握するため、病院の医業収益について、社会保険診療収益とそれ以外の収益とを区分して確認する項目を追加する。（資料実-1-2P2表（2）の「保険診療収益」～「その他の診療収益」）

③ 損益データ（費用）（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

現在の調査項目には、課税対象費用と非課税対象費用が混在した項目があり、課税対象費用を正確に把握することができないため、今回の調査ではこれらについて適切に把握する必要があるため、

- ・ 課税対象費用について、「医業・介護費用」、「その他の費用」、「特別損益」という費用の大項目ごとに課税対象費用を確認する項目を追加し、金額的に漏れのないように把握する。（病院：資料実-1-2P3表（2）「医業・介護費用」、「その他の費用」、「特別損益」のそれぞれ最下段）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同P4表（2）の最下段）

※なお、未利用となっていた「通勤手当」の項目は、基本的に非課税費用である「給与費」の中にあって唯一課税対象費用であることから、今回の調査においては集計することとする。（同P6表（5）最下段）

- ・ 非課税対象費用について、回答医療機関等の過度な負担とならない程度に詳細に把握するための項目を追加する。（病院：同 P3 表（2）の「経費」及び「その他の医業・介護費用」の内訳）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 表（2）「その他の医業・介護費用」の内訳）

※ なお、未利用となっていた以下の非課税費用の項目は集計することとする。

- ✓ 「土地賃借料」（病院：同 P3 表（2）「設備関係費」の最下段）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 「その他の医業・介護費用」の 2 行目）
 - ✓ 「支払利息（利子割引料）」（病院：同 P3 表（2）「その他の費用」の 1 行目）（一般診療所・歯科診療所・保険薬局：同 P4 「その他の医業・介護費用」の最下段）
 - ✓ 「租税公課」「損害保険料」「寄付金」（同 P6 表（5）の 1 行目、3 行目及び 4 行目）
- ・ なお、大項目ごとの課税対象費用の内訳となる項目については、記載要領に明示する。
 - ・ 医療機関等の経理方式が税抜処理である場合のみ回答する項目として、当該年度に税法上、損金として算入される控除対象外消費税という項目を追加する。（同 2P6 表（5）の 2 行目）

④ 設備投資額（病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局）

減価償却資産の消費税負担については、資産取得時に一括して負担しているものの、損益計算書上は減価償却費として耐用年数の間、各年にわたり分割して費用計上されており、損益計算書に基づく損益データだけでは正確な消費税負担の状況が把握できないため、各事業年（度）の設備投資額（資産の取得価額）及びそのうちの課税対象費用を確認する項目（建物、医療機器、調剤用機器、医療情報システム用機器）を追加する。

なお、医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器については、リース分（固定資産台帳に計上されているものに限る）の額についても把握する。（資料実-1-2P6 表（6））

（2）未利用の調査項目

回答率の向上を目的に、調査票の簡素化が必要ではないかという議論を踏まえ、次の未利用の調査項目を廃止してはどうか。

- ① 保険薬局に係る基本データの従業者の状況（常勤職員）
（資料実-1-2P1 表（1）の 6 行目）
- ② 保険薬局に係る損益データの医薬品費のうち、調剤用医薬品費
（資料実-1-2P4 表（2）の「医業・介護費用」の 2 行目）
- ③ 一般診療所に係る損益データの材料費のうち、給食用材料費
（資料実-1-2P4 表（2）の「医業・介護費用」の 5 行目）
- ④ 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局に係る経費の項目の内訳である事業税
（資料実-1-2P6 表（5）の下から 2 行目）

(3) その他

①給与について

現在、保険薬局のみ調査していない給与に関する項目について、保険薬局も経営状況を人件費の面から確認するため保険薬局に係る給与に関する項目を追加する等してはどうか。(資料実-1-2P5 表 (3))

②資産・負債について

資産・負債の項目について、集計することとしてはどうか。(資料実-1-2P6 表 (4))

2. 6月単月のみで行っている調査を事業年(度)調査で実施する場合の取扱い(案)

(1) 入院基本料別の損益状況

① これまでの取扱い

6月30日現在の入院基本料別に6月単月損益データを集計

② 今後の取扱い

2カ年間同一の入院基本料を算定している病院について入院基本料別に事業年(度)損益データを集計してはどうか。

(2) 保険薬局の後発医薬品割合別の損益状況

①調剤割合区分別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の処方箋枚数のうち後発医薬品を調剤した処方箋枚数が占める割合をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年(度)の処方箋枚数のうち後発医薬品を調剤した処方箋枚数が占める割合をもとに事業年(度)損益データを集計してはどうか。

②備蓄割合区分別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月30日現在の調剤用備蓄医薬品品目数のうち後発医薬品品目数が占める割合をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

6月30日現在の調剤用備蓄医薬品品目数のうち後発医薬品品目数が占める割合をもとに事業年(度)損益データを集計してはどうか。

(3) 保険薬局の調剤報酬等の算定状況別の損益状況

①在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定状況別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年(度)の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数をもとに事業年(度)損益データを集計してはどうか。

②居宅療養管理指導費(介護保険)の算定状況別の損益状況

ア これまでの取扱い

6月一ヶ月間の居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数をもとに6月単月損益データを集計

イ 今後の取扱い

各事業年(度)の居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数をもとに事業年(度)損益データを集計してはどうか。